

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成31年2月1日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉淵教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 31 年 2 月 1 日（金）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
- 3 請願等審査
受理番号 87～103 市立北綱島特別支援学校に関する要望書
- 4 審議案件
教委第 64 号議案 横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部改正について
教委第 65 号議案 視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について
教委第 66 号議案 平成 30 年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の追加決定について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。1月11日の会議録の署名者は宮内委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正等を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、1月21日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○1/28 本会議（第1日目）会期決定

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、1月28日に本会議第1日目が開催され、会期の決定が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○1/22 平成30年度第2回指定都市教育委員会協議会

○1/28 スクールミーティング

(2) 報告事項

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、1月22日に平成30年度第2回指定都市教育委員会協議会が東京都の都市センターホテルで開催され、大場委員が出席されました。協議会では、「平成31年度文教予算に対する要望活動等の報告について」ほか、協議が行われ、分科会では、「教員の育成について」をテーマに意見交換が行われました。

1月28日には、教育委員が学校現場を訪問するスクールミーティングを実施しました。今回は、大場委員、間野委員、中村委員、森委員が南区の永田中学校を訪問し、施設の見学、職員と意見交換を行いました。

私からの報告は以上でございます。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。御意見・御質問等はございますか。

間野委員

1月28日にスクールミーティングで永田中学校へ行ってきました。特に不登校の生徒に対する対応と伺いますか、学校の取組についていろいろと話を聞かせていただきました。横浜市内だけで小中合わせて約5,000人の不登校児童生徒が

います。学ぶ機会がなかなか得られず、本人も非常に悩んでいるでしょうし、御家族も多分非常に苦しい思いをしているでしょう。そういったところに、一つの学校ではありますけれども、何とかしたいという校長先生と生徒指導専任の先生方の強い思いがあるということも今回わかりました。学校現場だけでは対応に限界があると思いますので、教育委員会としても何か制度的に取り組む、そういうことを政策的に考えていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

鯉淵教育長

ほかにございますか。

森委員

私も永田中学校に伺いまして、校長先生の強いリーダーシップの下に進めていらっしゃる様子を見ることができました。

ほかのところでもすごく参考になるのではないかと思います。どうしても一人の先生が抱え込んでしまいがちなことだと思うのですが、学年を超えていろいろな学年の先生が設置されている特別支援教室に交代で担当しながら不登校児童に関わっていることは、とても印象に残っております。全員で取り組むことがすごく大事だということを実感しました。

同様に、学校の図書館の活用に非常に力を入れていて、特別支援教室が居場所になったり、図書館が居場所になったりということで、子供たちが多少逃げたり、少し落ち着ける場所が学校内にあるということもとても効果的だと感じました。

先ほど間野委員からも体制としてそれが支えられるようにとありましたけれども、それは本当に急務だと感じましたので、一つの中学校のみならず、いろいろな学校でできるように、職員の配置ですとか、いろいろなことを考えていきたいと思えます。

以上です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

中村委員

同じく永田中学校にお邪魔させていただきました。今、お二人の委員からお話ありがとうございましたように、不登校の生徒への対応が非常に手厚くできておりました。ただ、先生方が普段の授業のほかに、空きコマ数を不登校生徒の対応に充てているということで、それはやはり負担になるという声もあったと思えます。その中で、生徒のためということで頑張るだけでなく、同時に学校の体制として先生たちの環境も整えていくということで、働き方改革を同時に進めていたということがやはりうまくいっているポイントではないかと思います。

それから、特別支援教室支援員ですか、非常勤を充てているということで、来年度は学校数を増員するというお話もございましたけれども、どの学校も同じように悩んでいると思いますので、ぜひそういう、人を充てるということを進めていただきたいと思えます。

それから別件で、先ほど図書館のお話もございましたけれども、来年度から女子生徒にも制服としてズボンを導入するというお話がございました。私は子供たちのほうから要望があったのかと思いましたが、先生たちの中から、やはり今の時代、そういうことを考えていくことが必要なのではないかというお話があって取り入れたということもありましたので、時代とかいろいろな状況を見てどんどん取り入れていくということができている学校だという印象を持ちました。

以上です。

大場委員

永田中学校は私も同じような感想を持ちましたが、チーム学校でチームプレーに徹してやっていくという取組のエネルギーをすごく感じました。ぜひこれがほかの学校にも広がってほしいと感じました。特に不登校の子供たちに対して、担任だけでなく、できる人間で、学校全体の教員の力でこれを支えていこうということについては、非常に感銘を受けた次第です。

関連して、話が飛んで申し訳ないのですが、連日報道されている千葉県野田市の事例であったり、それから最近、私も指定都市教育委員会協議会に出させてもらって、隣に仙台市の方がいましたが、仙台の事例も最近報道されていたり、痛ましい事例が続いています。ぜひ横浜市の我々も足元をもう一回点検しておく必要があるのではないかとということを感じました。たまたま野田市のことで感じたのは、我々は報道の範囲でしかものを知らないの、何が事実であるか事実でないのか、そこは見えなところがありますが、いじめアンケートを生徒に書かせて、結果としてそれを父親が知ることになったということです。横浜市も多分、全校生徒いじめアンケートについては書いてもらっているのだろうと思うのですが、その辺の状況だけ、私も確認しておきたいと思います。野田市のことをこれ以上言っははいけないのですが、やはり個々の先生で全てに対応し切ることが非常につらかったのではないかと気がして、まさにチームでもう少し対応できればよかったのではないかと、勝手に私は感想として持ちました。ぜひ横浜市に置き換えてという言葉は悪いのですが、横浜市での状況をもう一度点検する意味でお話をいただければと思います。

三 嶽 人 権 教
育 ・ 児 童 生 徒
課 長

人権教育・児童生徒課課長の三嶽でございます。特にいじめのアンケートにつきましては、教育委員会から学校に年1回は必ずということ主体でやっているものが、12月のいじめ防止月間に合わせて、いじめ防止一斉キャンペーンの中で学校にやるように指示を出しております。これについては確実に年1回はやっております。ただし、これは無記名になっておりますので、内容については学校の中で共有していくというような形を取っております。

それ以外につきましては、各学校でいじめに関するアンケート、または生活の様子に関するアンケートなどを含めまして、大体どこの学校でも年に2回から3回程度はやられて、学校の中で共有していくというような形を取っております。その中でいじめが確認される、認知されるようなことがあれば、それは教育委員会に報告されるというような手だてを取っております。

なお、今回の虐待のケースにつきましては、学校には通告の義務があるということで、それが見えた場合には学校から児童相談所に通告を行うというようなことをしております。これについては、4月当初に保護者宛てに、学校には早期発見、通告の義務がありますのでその辺についてはご理解をお願いします、という通知を出して、やっていくという形になっております。

宮内委員

野田市のケースを他山の石としなければいけないと思います。これを見ていると2つ問題があるのですが、世間では個人情報の保護が徹底していなかったというような指摘もあります。個人情報保護を徹底させ、違反した者に対しては処分するというような議論もあります。しかし、これはそういう法律うんぬんの話ではないと思っております。

まず、1つ目はプライドと意識の問題、もう一つは思考停止で形式すら守れなくなったという2つの問題があると思います。1つ目は、教育委員会の人はどう喝に屈し、出してはいけないものを出したと。そこもプライドがないというか、職業意識、当事者意識の欠如ということで、非常に問題があります。そもそも、

人間というのはどう喝や暴力に非常に弱い存在であると思います。その弱い存在である人間がこういった環境で脅されたときにどうすればいいかということを僕らは考えなければいけません。教育委員会にどう喝等々をしてきたときは、そばに警察もありますし市役所もありますからまだいいでしょうが、実際に教育現場である学校には過度なクレーム、常軌を逸した保護者の訴え等々というのが現実にあるわけです。そういうときにどのような対応策が教育委員会としては具体的になされているのか、学校現場において、例えば暴力的な人が来て、先生に対していろいろと注文をつけているというときに、チーム学校としてどのような対応をしているのか、警察との連携はどうなっているかということをまず伺いたいと思います。

もう一つは、現場の人がどう喝されて、アンケートを父親に出したと報道されております。そういう凶暴な人の脅しに屈すると、次にどういうことが起きるのだろうかということを考えない。考えるよりも勘が働かない、更にその情報をシェアしない、そしてこういった悲惨な事件になる、ということ。なぜそのようなことになってしまったのか。それは冒頭申し上げた当事者意識の欠如ということだと思います。これをマニュアルでどうしろこうしろと言っても、形式・マニュアルがあふれている昨今、そのとおりにやれと言っても無理です。それは精神的な、私たちが何を職業人としての倫理感をレビューする、非常にいい機会だと思っております。

質問は、暴力・どう喝、そういったものに対して、学校現場は今、どういったプロテクションをしているのか、警察等との連携というのはどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。突然そういう話になってしまったので、すみません。

三 嶽 人 権 教
育 ・ 児 童 生 徒
課 長

横浜市の場合は、かなり古くから警察との連携制度を取っております。特に学校警察連絡協議会を開いておりますので、区単位で警察との連携は非常に緊密になっていると思います。特に学校には、今、専任制度がございますので、その専任はしょっちゅう警察の方々と連絡を取り合いながら、今はこういう状況だという情報交換を比較的しやすい状況にあるとは思っております。ですから、何かあったときにはすぐに連絡を取りながら対応を考えていくということは比較的取りやすい状況で学校が動いていると思います。

また、弁護士相談等も入っておりますので、何か心配なことがあるときには早めに相談し、聞いておいて、その上で対応するというようなことも取れていることもあると思います。ただ、全てにというわけにはいかないもので、なかなか苦しんでいる学校もあるという状況も聞いておりますが、さらに我々としても、特に保護者、または外部の方々への対応ということについては、学校と連絡を取りながら検討していきたいと考えております。

現状としては、今のところ、日常からどのように保護者とのパートナーシップを築いていくかというようなこと、それから児童相談所、警察、区等との連携をどれだけ深めていくかということによって、できるだけそこを防止していくというようなことがまず今できることかと思っております、やっているとところでございます。

宮内委員

例えば、今回のようなアンケート提出を父親が求めており、それを現場の先生が拒否したとして、これは当事者意識があり、プライドもあり、立派に対応されたわけです。しかし、そこでその先の危険予知をしなければいけないわけです。そうした場合、やはり何か起きそうだと。あの自治体の場合はそのときは教育委員会にアンケートを提出したわけです。そこでリマークをつけるなりするとい

うのは、やはり多分現場の責任になるのだらうと思います。それから、そこで自分の身の危険を感じたか、もしくは家庭でのバイオレンスがありそうだったら、やはりそれは児童相談所なり警察に伝えることを奨励していかなければいけないのだらうと思いますが、どう思われますか。

三嶽人権教育・児童生徒課長

おっしゃるとおりだと思いますし、学校には警察にすぐに連絡する、児童相談所と連絡を取るということは、特に校長先生たちの集まる会合、それから専任会の中でも常々連絡をして、必ずそういう対応をしていくというようなことは教育委員会として発信しております。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。それでは、特に御意見・御質問等がなければ、次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。

1月15日から17日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号87から103の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。よろしくお願ひいたします。

北綱島特別支援学校の分校化の見直しについての御要望をいただきましたので、所管課長より考え方について説明させていただきます。

須山特別支援教育課長

特別支援教育課長の須山でございます。よろしくお願ひします。

それでは、受理番号87から103の請願に対する考え方について、説明させていただきます。

北綱島特別支援学校は、在籍する児童生徒の状況や保護者の皆様の不安解消及び有識者等からの意見等を踏まえ、条例上の位置付けを明確にし、上菅田特別支援学校の北綱島分校として存続していきます。在校生が安全に教育を受けられるよう、分校となった後も通学手段や医療的ケア、給食の提供など、現在と変わらない教育環境を維持していきます。引き続き保護者の皆様や関係者の皆様の声を丁寧に向っていきます。

以上が考え方となります。

なお、今回の請願と同一の様式で届いたものについては、今後も同様の考え方で回答させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

鯉渕教育長

事務局からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

宮内委員

当初の計画に不具合のあるもの、不適正なものがあつたことで分校化すると行政の方針を変えたということは、私は正しいことと思っております。その上でも、こういった請願が出てくるというのは、何らかの不満・不安等があるのではと推測しているのですが、給食等々についても現在と変わらないものをサービスしていくというようなことを今おっしゃいました。そういったことを保護者の方々が理解するような努力をされているのだらうと思いますが、具体的に何を努力しているかということをお聞かせしたいと思います。

須山特別支援教育課長

まず、7月にPTAのほうから請願という形で御要望いただいたことについて、教育長名での回答をさせていただいております。その中で、年に2回、こういった状況について御報告をするというようなこともやっております。12月にその進捗状況等については、プリントの形で保護者のほうにお渡しをするというよ

うな形で情報を共有させていただいております。

宮内委員

ディスカッションや話し合いはなさっていないのですか。

須山特別支援
教育課長

今年度で申し上げますと、今までの間、5回ほど保護者の代表の皆様と打ち合わせをしてきておりますし、これからも年度末に向けて保護者説明会ということで、また考え方をお伝えしていくような機会を設ける予定でございます。

宮内委員

わかりました。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

間野委員

北綱島に関わる方々からいろいろと請願をいただいておりますが、多分ほかの特別支援学校の中でもいろいろな不安や不満をお持ちの保護者の方もたくさんいると思います。そもそも特別支援学校の設置義務は都道府県にあるわけでありまして、横浜市は横浜市として独自で設置しているのだけれども、県との連携も含めて、横浜市内にいる障害を持つ児童生徒がどうあるべきかという、もっと大きな議論が必要なのではないかと僕は思います。部分的に何とかするだけではなくて、もう少し全体をどうしていくのかという、それが無いから、多分みんなどこか不安なのだと思います。そういうプランというものを少し大きなビジョンというのでしょうか、そういうものも考えていかなければいけないタイミングなのではないかと思っております。

須山特別支援
教育課長

御意見をありがとうございます。その点につきまして、2つの取組がございます。一つは第3期教育振興基本計画の中でも特別な支援教育の推進ということで、重要な柱の一つとして立てさせていただいて、網羅するような形での計画を立てておりますので、それを推進させていただきたいと思っております。

もう一つは、神奈川県の方がこれからの特別支援教育のあり方を検討していく検討会が立ち上がっておりまして、御趣旨に合ったような特別支援教育の今後のあり方を網羅するような形の検討会です。それにつきましては、政令市3市のほうからも委員としてきちんと参画して、その中で県全体のあり方を検討しておりますので、それに合わせて横浜市としての考え方をきちんとまとめていきたいと考えております。

間野委員

ありがとうございます。特別支援教育の県の会議を知らなくて、初めて聞いてとてもいいことだと思うのですが、特別支援教育の中で完結しないように考えていくことも大事だと思います。分離・隔離して特別支援ということをやっていくのではなくて、一般教育・一般教室も含めて、どうやって本当にノーマライゼーション、インテグレーションはどうあるべきなのかというところまで広げて、ぜひ議論していただきたいと思っております。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

森委員

今、最後にお話もありましたけれども、私自身も特別支援学校のみならず話はしっかりしていきたいと思っております。あまりにも分け過ぎることで、学校に通ういろいろな子供たちが特別支援学校に通う皆さんたちとの交流がほぼないままに大きくなってしまふことにとっても危機感も感じています。同時に学校の中でも

教室を分けて学ぶ時間を取ったり、交流級などいろいろありますけれども、何がいいのか、いろいろな意見はあると思うのですが、大きくなったら一緒に生きて、これからは6%の雇用率を目指すということもあるので、一緒に働いていくということが当たり前になっていくと思います。そこから巻き戻して一緒に生きていく、一緒に働いていくということから考えていきたいと思っています。ですから、ぜひ検討をこれからもよろしくお願いいたします。

中村委員

今、お二人の委員のお話を伺っていて思ったのですが、県のあり方検討会というのは、今お二人からお話があったような視点も含めて検討されているという理解でよろしいのでしょうか。

須山特別支援
教育課長

お話のとおり、県の検討会では一般学級、個別支援学級、通級指導教室、それから特別支援学校等々、特別支援学校に限定したことなく、網羅する形で進めておりますし、各委員からいただいた御意見についても同じような内容が検討会のほうでも課題ということでは出てきておりますので、これから議論が深まっていくかと思っております。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。ほかに御意見等がなければ、受理番号87から103の要望書及びこれ以降に受理した市立北綱島特別支援学校に関する同一の様式の要望書につきましては、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従いまして、審議案件及び報告案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第66号議案「平成30年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の追加決定について」は、個人情報を含む案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第66号議案は、非公開といたします。

議事日程に従いまして、教委第64号議案「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部改正について」、所管課から説明いたします。

奥田国際教育
等担当部長

国際教育等担当部長の奥田でございます。それでは、教委第64号議案について御説明を申し上げます。

1ページをおめくりください。提案理由でございます。横浜市学齢児童生徒就学奨励条例の一部改正に伴い、横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部を改正したいので提案するものでございます。

詳細につきましては、学校支援・地域連携担当課長から御説明申し上げます。

青木学校支援・
地域連携
課長

それでは、資料を使いまして説明させていただきます。横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部改正についてです。

1番目の制定理由でございます。「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例」が一部

改正され、平成31年3月1日に施行されます。同条例では施行に関し必要な事項を「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則」で定めるとしていることから、同規則の一部を改正する規則を制定するものでございます。

2番目の改正の概要でございます。小学校入学予定者の保護者に入学準備費を支給できるよう、「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例」を改正したことを受け、「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則」においても一部改正を行います。1つ目として、学齢児童または学齢生徒の保護者に加え、入学予定の保護者を加えます。2つ目として、入学しようとする学校が確定していない場合などは、教育委員会に申請できることとします。

3番目は新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後でございます。「保護者」を「定義」に、アンダーラインの部分が改正でございます。それから、「条例第2条の保護者とは、学齢児童又は学齢生徒に対して親権を行う者とし、親権を行う者のないときは後見人又は後見人の職務を行う者をいう」を、「条例第2条及びこの規則において「保護者」とは、条例第1条に規定する学齢児童等（以下「学齢児童等」という。）に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは未成年後見人その他教育長が必要と認める者をいう」と改正するものでございます。第3条につきましては、下線のところ、「学齢児童又は学齢生徒の在学する」を「学齢児童等が在学し、又は入学しようとする学校の校長という」、それから「通じ」を「経て」に改正し、ただし書きとして「条例第3条第3項前段の規定に該当する場合には、校長を経ないで教育長に申請する」と改正するものでございます。裏面を御覧ください。審査結果の通知でございます。これについては、「通じて」を「経て」に文言の修正、それからただし書きを加えまして、「教育長が必要があると認める場合には、校長を経ないで保護者に通知する」という改正案でございます。第6条につきましては、ただし書きとして、「教育長が必要があると認める場合は、この限りでない」ということの追加でございます。それから、改正後の附則として、「この規則は、平成31年3月1日から施行する」という施行日を改正するものでございます。

4番目は、この規則の改正に当たりまして、意見公募を実施しました。意見の提出期間は平成30年11月22日から平成30年12月21日まで、2番目の提出意見等につきましてはございませんでした。意見公募結果を平成31年2月15日に公示する予定となっております。

5番目の施行予定日については、平成31年3月31日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

森委員

難しい言葉がたくさん並んでいますが、要するに、入学予定前に準備費を支給いただけることになった、これまでは入学後だったものが入学前になったということだと思いますけれども、該当する皆さんは支給に関する情報をどうやって知ることができるのか、教えていただけますか。

奥田国際教育
等担当部長

今年初めて小学校入学前に準備費を支給する予定で作業しておりますが、今の御質問につきましては、就学時健診の際に就学奨励の通知をお配りしております。その中に申込書も入っております、実際に11月から12月の間に申請をいただきまして、現在、審査手続を経て、3月に支給する手続を進めているところでございます。

| | |
|-------------|--|
| 森委員 | <p>本人が、自分が対象で申請をするということをしなかった場合は支給されないままになるということですか。</p> |
| 奥田国際教育等担当部長 | <p>現在のところ申請主義でございますので、保護者の方が申請をしないという判断をされた場合には申請はできない、こちらのほうからはアプローチができない状態です。ただ、入学前の段階でいろいろとお悩みで、実際に学校に入った後も就学奨励の手続はございますので、それで改めてやはり自分は申請したいということになれば、その段階で審査して支給することが可能な制度になっております。</p> |
| 森委員 | <p>いろいろな困難を抱えた方々もいらっしゃいます。例えば書類が読み切れないとか、外国につながるお子さんの親御さんであったりとか、こちらとしては渡していると思っても、なかなかその情報が読み切れないというケースも多々あると思います。本当に必要な方が申請できるような形になっていくように、もしかしたら幼保との連携なのかもしれませんが、対策を考えていけたらと思います。</p> |
| 奥田国際教育等担当部長 | <p>現在、確かに外国につながる御家庭で、保護者の方が読めないということは考えられると重々承知しております。そういった中で、特に学校に入った後にうまくコミュニケーションを取れないということであれば、国際教育課には必ず連絡が参りますので、そういった際にはこういったこともあるということをお伝えするのが1点。あと民生委員・児童委員の方々にもこの制度を周知しておりますので、地域を回る中で御心配なところがあれば学校に御相談いただく、あるいは教育委員会に御連絡いただくということをお願いしております。</p> |
| 森委員 | <p>ありがとうございます。本当にいろいろな方にこれを知っていただいて、いろいろな方からこういうものを使えるよということをお教えられるようにしていただければと思います。御説明をありがとうございます。</p> |
| 宮内委員 | <p>用途制限、もしくは用途報告というルールはあるのでしょうか。</p> |
| 奥田国際教育等担当部長 | <p>基本的に就学奨励の中のそれぞれの項目で、入学準備費でいいますと、学用品費であるとか、あるいは修学旅行費であるとか、そういったものにつきましては、基本的に用途は完全に特定されております。入学準備費だけが入学に必要なものということで現在は考えておりますので、完全な用途制限という形はかかっておりません。ただ、その中で制服、中学校の標準服等、必要なものについては、そういったものを確実に買っていただけるように学校にもお願いしておりますし、保護者にも通知をしていきたいと考えております。</p> |
| 宮内委員 | <p>懸念は、児童生徒保護の観点から申し上げるのですが、本来の目的に使用されず、流用するような保護者などいろいろな人がいる現実を踏まえてほしい。こういう補助こそが対話のきっかけになるわけです。もしかすると虐待を受けていたり、ネグレクトされている児童生徒がいるかもしれないと最悪の事態を想定し、できるだけこういった制度をモニタリングの機会と捉えるようなマインドを持たせるべく、知恵を絞っていただきたいというお願いであります。</p> |
| 奥田国際教育等担当部長 | <p>なかなか教育委員会にいますと現場との距離感がございますので、特に学校にお願いしておりますのは、基本は学校を経由して申請、申請結果は学校に通知を</p> |

原則としています。そういった意味で、このお子さんについてはそういった家庭事情があるということを経験の中できちんと共有していただいて、日頃からお子さんの様子をよく見ていただく中で、今、委員の御心配されたような何らかのことがあれば、いち早く気づけるような機会になればと考えております。そういった意味では、直接、教育委員会と保護者だけのやり取りで全て済ますということは、特に書面上だけで済ますということはできるだけしないように制度を設計していきたいと考えております。

大場委員

1点、今、奥田部長にお答えいただいた中で、修学旅行費の話がありました。1～2カ月前でしたか、海老名市がたしか修学旅行費についての補助なのか、私も正確には新聞を記憶していませんが、そういう動きがありました。本来は、就学奨励事業の中に修学旅行費は入っていないように私は勝手に思っているのですが、そうではありませんか。

あわせて、就学奨励事業全体の対象児童数というのはどれくらいだったのか、それから総額、1年間の横浜市の予算は幾らぐらいか、恐らく相当なボリュームになっているのだらうと思います。以前一度伺った記憶はありますが、もう一度確認だけしたいと思います。

奥田国際教育
等担当部長

今、予算関係の資料が手元にございませんで、後ほど整理して御報告申し上げます。基本的に就学奨励事業費全体のものの中で、それぞれ入学準備費とか、費目別に予算立てしておりますので、12億円強が就学奨励費だと記憶しております。正確な数字を資料で提出するようにします。

また、対象のものにつきましても、事前に払うものと実費弁償するものがございまして、それにつきましても一覧で整理して資料で提出するように準備いたします。

大場委員

修学旅行が入っているかどうかはどうですか。

奥田国際教育
等担当部長

横浜市就学奨励の中で修学旅行費は対象としております。基本的には行った後のお支払いですので、修学旅行前に奨励費を出してほしいという御要望は時々いただきますが、実際にかかる費用が全く違いますので、基本的には行った後の精算ということで現在は整理しております。

鯉淵教育長

ほかに御意見等がなければ、教委第64号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第65号議案「視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について」、所管課から説明いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。教委第65号議案「視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について」でございます。

おめぐりいただき、2ページの提案理由でございます。視聴覚教材機材の貸出の終了に伴い、視聴覚教材機材の貸出に関する規則を廃止したいので提案するものでございます。

詳細につきましては、所管課長より説明させていただきます。

横山小中一貫
校推進・情報
教育担当課長

指導企画課担当課長の横山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入ります。今のお手元の資料をもう一枚めくっていただきまして、委員の皆様は赤いインデックスのついている資料を御覧いただければと思います。右肩に四角で教育委員会資料と入っているものでございます。「視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について（概要）」ということで、こちらで御説明申し上げます。

規則改正の理由でございます。横浜市視聴覚教材機材の貸出は、インターネットコンテンツの充実等により、近年利用が減少していること等を踏まえ、16ミリフィルム教材について貸出を行っている神奈川県立図書館に寄贈するなど、登録団体への貸出が継続されるよう配慮しつつ、事業を終了します。これにより「視聴覚教材機材の貸出に関する規則」を廃止するものでございます。

2番の規則廃止後の取り扱いにつきましてですが、（1）以下を御覧ください。

まず、「（1）16ミリフィルム教材及び映写機等」でございます。現在保有する教材・機材のうち、神奈川県立図書館が引き取りを希望するものについては、同館に寄贈いたします。県立図書館では、16ミリフィルム教材及び映写機などの機材を、16ミリフィルム利用団体に貸出をしております。市立学校を含む視聴覚教材・機材の貸出の登録団体は、神奈川県立図書館で利用登録後、引き続き借用が可能となります。

「（2）VHS（ビデオ）教材及び映写機等」でございます。現在保有する教材・機材のうち、神奈川県立図書館及び市他部署が引き取りを希望するものは、寄贈もしくは移管するというように利用ができるようにしたいと考えております。県立図書館では、館内視聴が可能となります。市他部署の一部では、市民などに貸出が行われておりまして、引き続き市立学校を含む市民も借用が可能となります。

続いて「（3）DVD教材」でございます。DVD教材は市立学校の利用頻度が高いことから、横浜市授業改善支援センターで市立学校向けに貸出を継続します。横浜市授業改善支援センターに移管したいと考えております。

「（4）登録団体等」でございます。市立学校を含む登録団体に対しては、市他部署及び神奈川県立図書館の利用方法について御案内の通知をお出しする予定です。本市「16ミリ映写技術認定証」は、神奈川県立図書館で利用登録を行う際にも有効であるということで確認しております。

おめくりいただきまして、裏面を御覧ください。本廃止の施行予定日でございますが、平成31年3月1日を想定しております。

4番目の規則等に係る意見公募でございます。横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱に基づきまして、視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について、平成30年12月14日から平成31年1月15日まで意見公募を行いました。その結果、当該案に対する意見はありませんでした。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。特に御意見等がなければ、教委第65号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。
事務局から、報告をお願いします。

山岸総務課長

報告いたします。1月21日に個人の方1名から、ハマ弁を教育委員会会議で取り上げを求める要望書が提出されました。1月21日に個人の方13名から、1月24日に個人の方16名から、1月29日に個人の方1名から、1月31日に個人の方1名から、市立北綱島特別支援学校に関する要望書が提出されました。1月30日に個人の方1名から、日の丸・君が代等に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整いたしました上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をお願いします。

次回の教育委員会臨時会は、2月15日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、3月1日金曜日の午後2時から開催する予定でございます。

以上です。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は2月15日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は3月1日金曜日の午後2時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第66号議案 「平成30年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の追加決定について」

(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時00分]